経営改善委員会の設置に関するお知らせ

当社は、平成30年7月13日、関東財務局より、ファンドの取得勧誘に関する表示及びファンドの管理に問題があったとの指摘に基づき業務改善命令を受け、かかる業務改善命令に基づき、平成30年8月13日、関東財務局に業務改善計画を提出しております。

投資家の皆様、及びお取引先の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様に多大なご 迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心よりお詫び申し上げます。

当社は、今回の事態を重く受け止め、業務改善に向けて全社を挙げて取り組んでおりますが、より質の高い業務改善を実現すべく、下記のとおり、外部有識者による経営改善委員会を設置することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 経営改善委員会設置の目的

経営改善委員会(以下「本委員会」といいます。)には、上記業務改善計画の履行状況を検証していただくとともに、以下の事項についての提言を頂くことといたします。

- ・営業者選定基準の見直しをはじめとする各種の業務改善策
- ・金融商品取引業者として十分な業務運営態勢を構築するためのコーポレートガバナンス態勢の見直し

2 委員の構成

本委員会の委員は、金融やコーポレートガバナンスに精通した弁護士等の専門家から 選定しております。なお、各委員と当社との間には、独立性及び中立性に影響を及ぼすよ うな関係はありません。

委員長 佐藤 明夫(佐藤総合法律事務所 弁護士)

委員 上條 崇(PwC あらた有限責任監査法人 シニアアドバイザー)

委 員 三浦 隆治 (株式会社 MeU アドバイザーズ 公認会計士)

3 今後のスケジュール

本委員会からは、平成 30 年 12 月末を目途として上記の提言に係る基本方針を提示した上で、平成 31 年 3 月末を目途としてかかる基本方針に基づく具体的な提言を行うとのスケジュールが示されております。

なお、本委員会による提言の内容は、提言受領後すみやかに皆様にお知らせいたします。

4 その他

当社は、本委員会に全面的に協力し、業務運営態勢の再構築に全力を挙げる所存です。

以 上